

豊橋市使用済自動車等適正処理指導要綱



令和3年1月

豊橋市環境部廃棄物対策課

目 次

豊橋市使用済自動車等適正処理指導要綱	1
使用済自動車等関係施設の立地に関する基準	7
使用済自動車等関係施設の構造に関する基準	9
使用済自動車等関係施設の維持管理に関する基準	11
使用済自動車等の保管に関する基準	13
使用済自動車等関係施設の設置等に係る関係法令等との調整要領	15
使用済自動車等関係施設の設置等に係る説明会の開催に関する取扱要領	18
使用済自動車等適正処理指導要綱実施要領	20
参考資料	30
（使用済自動車等関係施設事務処理フロー）	30

豊橋市使用済自動車等適正処理指導要綱

目次

- 第1章 総則（第1条―第5条）
- 第2章 使用済自動車等の適正な処理（第6条、第7条）
- 第3章 関係施設（第8条―第18条）
- 第4章 雑則（第19条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、使用済自動車等の処理に関する法令に定めるもののほか、使用済自動車等の適正処理に関し、必要な事項を定めることにより、生活環境の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）の例によるほか次に定めるところによる。

- (1) 使用済自動車等 法第2条第2項から第4項までに規定するもの及びこれらを処理することによって生ずるものをいう。
- (2) 処理 使用済自動車若しくは解体自動車を解体し、又は解体自動車を圧縮し、若しくはせん断し、若しくは破砕することをいう。
- (3) 処理業者 法第2条第13項及び第14項に規定する者をいう。
- (4) 関係施設 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業省・環境省令第7号。以下「規則」という。）第57条及び第62条に係る施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第7号に該当する施設を除く。）及びその附属施設をいう。
- (5) 使用済自動車等処理責任者 規則第57条第2号及び第62条第2号に規定する標準作業書を従事者に周知し、使用済自動車等の適正処理を管理する者をいう。

（市の責務）

第3条 市は、使用済自動車等の適正な処理を推進するため、必要な情報提供並びに適切な啓発及び指導を行うものとする。

（処理業者の責務）

第4条 処理業者は、使用済自動車等を適正に処理するとともに、環境負荷の軽減に努めなければならない。

- 2 処理業者は、使用済自動車等を適正に処理するための施設整備に努めるとともに、使用済自動車等処理責任者を置かなければならない。ただし、自ら使用済自動車等処理責任者として管理する場合については、この限りでない。

- 3 処理業者は、使用済自動車等の処理状況等を常に把握するとともに、自らの処理能力に見合った引取りをしなければならない。
- 4 処理業者は、関係施設に係る周辺環境の保全に十分な配慮を行うとともに、当該施設及び処理等に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、誠意をもって説明しなければならない。

(従業員教育等)

第5条 処理業者は、その従業員に対して使用済自動車等の適正処理に関する教育に努めるものとする。

- 2 処理業者は、その事業に関連する事業者に対して使用済自動車等の適正処理並びに処理技術についての指導及び助言に努めるものとする。

第2章 使用済自動車等の適正な処理

(施設整備等の基準)

第6条 処理業者は、環境に配慮した事業計画の策定や事前の調査等を行ったうえで関係施設の計画的な整備に努めるものとする。この場合、当該施設に関し周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設（その施設の特性上、人が利用し、その利用者に共通の特質がある施設をいうものであって、学校、老人ホーム、保育所、病院、図書館等をいう。）について適正な配慮がなされたものでなければならない。

- 2 関係施設を設置し、又は変更しようとする者は、市長が別に定める立地の基準及び構造の基準を遵守するものとする。
- 3 関係施設を設置している者は、当該施設の維持管理について市長が別に定める維持管理の基準を遵守するものとする。
- 4 関係施設を設置している者が使用済自動車等を保管するときは、市長が別に定める保管の基準を遵守するものとする。

(維持管理状況の記録、保存)

第7条 関係施設を設置している者は、当該施設の維持管理状況を記録するとともに当該記録を5年間保存するものとする。

第3章 関係施設

(事前協議書の提出)

第8条 関係施設を設置し、又は変更（以下「設置等」という。）しようとする者は、あらかじめ、市長に協議（以下「事前協議」という。）しなければならない。

- 2 事前協議をしようとする者は、使用済自動車等関係施設設置等事前協議書（以下「事前協議書」という。）に、施設の構造を明らかにする書類及び図面のほか周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての概要を記載した書類その他市長が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。
- 3 市長は、事前協議書の受理時において、第6条第2項から第4項までの規定に定める基準により明らかに適合しないと認められるもの、使用済自動車等の処理に関して法に規定する事業の停止命令を受けた者及び豊橋市産業廃棄物不適正処分に係る行政処分要綱に規定する行政指導等を

受け、その改善を行わない者又はその改善が不十分と認められる者に係る事前協議については応じないものとする。

(審査及び現地調査)

第9条 市長は、事前協議書を受けたときは、当該協議に係る施設が、第6条第2項から第4項までの規定に定める基準に適合するかどうかについて審査するものとする。

2 前項の規定による審査において、市長は担当職員に現地調査を行わせ、当該施設を設置等しようとする者は必ず立会し、事前協議書の内容を説明しなければならない。

(関係法令等との調整)

第10条 市長は、事前協議書に関し、別に定めるところにより法以外の関係法令等（以下「関係法令等」という。）を所管する他の行政機関の長（以下「関係課長等」という。）と連絡を取り、関係法令等に係る当該施設周辺の生活環境との調整を図るものとする。

2 第8条第2項の規定による事前協議書を提出した者（以下「事前協議者」という。）は、前項の関係法令等との調整に関し、予め事前協議書の写しを関係課長等に持ち回り、提出するものとする。この場合、関係課長等に説明を求められたときは、事前協議者は当該内容について説明しなければならない。

(指導事項の通知等)

第11条 市長は、関係課長等との調整の後、指導すべき事項があると認めたときは、事前協議者に対し、当該事項を通知するものとする。

2 前項の規定により通知を受けた事前協議者は、必要な措置を検討の上、別に定める報告書を速やかに市長に提出するものとする。

(計画内容の周知等)

第12条 市長は、前条第2項の報告書が提出された後、当該施設の設置等に伴い生活環境に影響を及ぼすおそれのある地域（第8条第1項の規定による協議に係る関係施設の敷地を含む自治会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。）の区域をいう。以下「関係地域」という。）に係る町自治会長（自治会の代表者で豊橋市自治連合会規約に規定する者をいう。以下「町自治会長」という。）に対し、当該協議の概要について情報提供するものとする。

2 前項の規定による情報提供を受けた町自治会長は、その日から14日以内に関係地域に住所を有する者のほか当該地域に土地若しくは建物を所有し、又は使用できる者等で生活環境の保全上利害関係を有する者（以下「関係地域住民」という。）に対する事前協議書の内容を周知させるための説明会（以下「説明会」という。）の開催を市長に要請することができる。

3 市長は、前項の規定による要請を受けたとき又は必要があると認めるときは、事前協議者に説明会の開催を指示し、当該協議書の内容を関係地域住民に対し周知させるものとする。この場合、初回の説明会は町自治会長から要請のあった日の翌日から30日以内に行うよう努めなければならない。

4 説明会を開催する者は、当該説明会において関係施設の設置等に係る計画概要を記載した書類、当該施設を設置等することが周辺地域に及ぼす影響についての概要を記載した書類その他市長が

必要と認める書類を配布しなければならない。

- 5 説明会を開催しようとする者は、関係地域に係る町自治会長及び市長と説明会開催の日程、周知方法、配布資料等の調整を行い、当該説明会開催の日の14日前までに、次に掲げる事項を記載した説明会開催計画書に、前項に規定する書類及びその他市長が必要と認める書類を添付して市長に提出するものとする。
 - (1) 関係地域の範囲
 - (2) 説明会の開催を予定する日時及び場所
 - (3) 説明会の開催を周知するための方法
- 6 関係地域住民は、説明会開催後14日以内に、町自治会長を通じて事前協議者及び市長に対し、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。
- 7 市長は、前項の規定により提出された意見書により必要があると認めるときは、事前協議書の内容の変更を求めることができる。
- 8 説明会を開催した者は、開催から14日を経過した後速やかに関係地域住民から提出された意見の概要及び当該意見に対する回答を記載した説明会開催結果報告書を、市長に提出しなければならない。
- 9 前項の規定により説明会開催結果報告書が提出された場合において、関係地域住民への周知が十分でないとき市長が認めたときは、事前協議者は、引き続き関係地域を対象として説明会を開催しなければならない。

(環境保全に関する協定等)

- 第13条 事前協議者は、市長又は関係地域住民から生活環境の保全に関する協定（以下「環境保全協定」という。）の締結を要請されたときは、次条の規定による事前協議終了の通知までに、これに応ずるよう努めなければならない。
- 2 前項の規定により環境保全協定の締結を要請された事前協議者が、その責めに帰することができない事由によって当該協定を締結することができないとき又は事前協議者が第12条第3項の規定による説明会の開催を指示されなかったときは、市長及び町自治会長あて、次に掲げる項目を記載した誓約書を提出するものとする。
 - (1) 始業と終業の時間及び搬出入の時間帯
 - (2) 周辺地域の生活環境に及ぼす影響とその対応策
 - (3) 関係地域住民の施設内への立入要件
 - (4) 情報開示の要件
 - (5) その他必要事項

(事前協議の終了)

- 第14条 市長は、事前協議が終了したと認めるときは、事前協議者及び町自治会長に対して協議終了の旨を通知するものとする。この場合、必要に応じて条件を付すことができる。

(事前協議終了の有効期間)

- 第15条 事前協議終了の有効期間は、前条の規定による協議終了の通知を受けた者に限り、当該通知をした日から2年間とし、その間に法第60条第1項、第67条第1項及び第70条第1項に基づく業の許可申請並びに法第63条第1項及び第71条第1項に基づく変更の届出(以下「許

可申請等」という。)が行われない場合は失効するものとする。

- 2 市長は、第11条第1項の規定による指導事項の通知をした日の翌日から起算して2年を経過する日までに事前協議が終了しないときは、事前協議者から事情を聴取したうえで当該協議の取下げを勧告できるものとする。

(許可の申請等)

第16条 事前協議者は、第14条の規定による事前協議終了の通知を受けた後、許可申請等を行うものとする。

- 2 市長は、当該事前協議に係る許可申請等を受理したときは、町自治会長に対しその旨を通知するものとする。

(工事の着手等)

第17条 関係施設の設置等に係る事前協議者は、第14条の規定による事前協議終了の通知を受けたときは、着手届及び工程表(以下「着手届等」という。)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により提出された着手届等の内容が、周辺的生活環境の保全上に支障が懸念されると判断した場合は、当該着手届等の変更を指導することができる。
- 3 当該工事は、第1項に規定する着手届等を受理された後でなければ着手してはならないものとする。

(施設利用の制限)

第18条 前条第1項で規定され着手届等を提出した者が当該工事を完了したときは、完了届を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により完了届が提出されたときは当該届出書に係る施設を実地に検査するものとする。
- 3 市長は、前項の検査の結果、当該施設が第14条の規定による事前協議終了の通知の内容に適合していると認めるときは、第1項の規定により完了届を提出した者に対して市長が別に定めるところにより、検査終了の通知をするものとする。
- 4 当該施設は、前項の規定による検査終了の通知を受けた後に使用することができるものとする。

第4章 雑則

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年7月1日から施行する。
- 2 第8条第3項中「使用済自動車等の処理に関して法に規定する事業の停止命令を受けた者」の規定は、平成17年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年9月5日から施行する。
- 2 改正後の豊橋市使用済自動車等適正処理指導要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出される事前協議書に係る関係施設の設置等について適用し、施行日前に提出されている事前協議書に係る関係施設の設置等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の豊橋市使用済自動車等適正処理指導要綱の規定により作成されている様式第1から様式第4までは、改正後の豊橋市使用済自動車等適正処理指導要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

使用済自動車等関係施設の立地に関する基準

(趣旨)

第1 この基準は、豊橋市使用済自動車等適正処理指導要綱（以下「要綱」という。）第6条第2項の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この基準で使用する用語は、要綱で使用する用語の例による。

(関係施設)

第3 使用済自動車等関係施設については、次に規定する要件を備えていること。

1 周辺環境に関する要件

- (1) 上水道、簡易水道等の飲料水への影響のおそれがないこと。
- (2) 河川、水路、湖沼等及び地下水の汚濁による生活環境への影響のおそれがないこと。
- (3) 史跡、名勝、天然記念物、埋蔵文化財等の保護に対する影響のおそれがないこと。
- (4) 大気汚染、騒音、振動、悪臭等による生活環境への影響のおそれがないこと。
- (5) 地滑り、土砂崩れ等の災害を発生させるおそれがないこと。
- (6) 次の事項を記載した書類を市長に提出すること。
 - ア 当該施設（附属施設を含む。）を設置等することに伴い生ずる大気汚染、水質汚濁、騒音、震動及び悪臭に係る事項のうち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるとして調査を必要とするものの現況及び把握の方法
 - イ 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭のうち、これらに係る事項を前号の規定による調査に含めなかった理由
 - ウ アに規定する調査の結果

2 立地に関する要件

- (1) 当該施設に係る敷地及び建物等の使用権原が得られ、かつ、使用済自動車等を処理することによって生ずる一切のものその他必要な事項について、敷地及び建物等所有者並びに次に掲げる者から理解が得られること。ただし、当該施設を設置しようとする者の責めに帰すことができない事由により理解を得ることができないときは、市長にその経過について書面により報告するものとする。
 - ア 登記所に備えられた地図（不動産登記法（明治32年法律第24号）第17条に規定する地図をいう。）の上で当該施設（附属施設を含む。）に係る敷地に隣接する6メートル以内にある土地の所有者
 - イ 当該施設（附属施設を含む。）に係る土地までの搬出入道路の中心線から水平距離3メートル以内にある土地の所有者
 - ウ 排水を直接放流する水路等の管理者（国又は地方公共団体の長が管理者である場合を除く。）
 - エ その他市長が生活環境の保全上から必要と認める者
- (2) 当該施設に係る敷地の主たる搬出入口が面する道路は、次の要件を有していること。
 - ア 道路幅員は、周辺地域の生活環境に配慮するとともに搬出入車両の通行に支障がないよう十分に確保すること。

イ 必要に応じて、安全施設等の整備が行われること。

(3) 当該施設に係る敷地の境界が明らかなこと。

(4) 関係法令の規制を受けている場合には、当該法令による許可等が得られること。

(委任)

第4 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成16年7月1日から適用する。

使用済自動車等関係施設の構造に関する基準

(趣旨)

第1 この基準は、豊橋市使用済自動車等適正処理指導要綱（以下「要綱」という。）第6条第2項の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この基準で使用する用語は、要綱で使用する用語の例による。

(関係施設)

第3 使用済自動車等関係施設については、次に規定する要件を備えていること。

1 囲い等に関する要件

- (1) 関係施設に係る土地（以下「施設設置場所」という。）には、外部からの人の侵入を防止することができる囲いが周囲に設けられ、かつ保管する区画が明確にされた場所であること。
- (2) 囲いは、原則として施設設置場所の全周囲に設けられていること。
- (3) 囲いは、原則として地盤面より1.8メートル以上の高さとし、耐久性を有し、風雨等により容易に破損しない構造であること。
- (4) 施設設置場所の出入口には、施錠できる門扉が設けられていること。

2 掲示板等に関する要件

- (1) 施設設置場所の出入口の見易い箇所に、次に規定する要件を備えた掲示板が設けられていること。
 - ア 掲示板は、縦及び横それぞれ60センチメートル以上であること。
 - イ 掲示板は、次の事項を表示すること。
 - ① 使用済自動車等関係施設であること。
 - ② 処理業者の氏名又は名称
 - ③ 処理業者の許可番号及び許可年月日
 - ④ 破砕業者にあつては、事業の範囲
 - ⑤ 保管することができる使用済自動車等の保管の高さ及び数量（台数）
 - ⑥ 使用済自動車等処理責任者の氏名又は名称及び連絡先

3 施設の構造要件

- (1) 施設設置場所から使用済自動車等が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。
 - ア 汚水を生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝、処理槽その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
 - イ 関係施設は、原則として屋内に設置すること。
 - ウ 屋根等のない場合の油水分離装置は、容積が解体作業所（集水面積）10平方メートル当たり0.72立法メートル以上で、4～6槽、滞留時間が2時間以上となるように設計すること。
- (2) 使用済自動車等の種類ごとに、その他のものと混合するおそれがないように区分して保管できる仕切壁等が設けられていること。

- (3) 廃油、廃液及び使用済バッテリーの保管場所は、十分な耐腐食性を有し、流出漏れが点検できる構造であること。
- (4) 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上並びに防災対策上安全であること。
- 4 災害対策設備
災害が発生した場合、被害を最小限に抑えるため消火活動や使用済自動車等の拡散を防止するための消火器その他の災害対策設備が設けられていること。
- 5 雨水等の流入防止設備
施設設置場所内へ外部から雨水等が流入するのを防止するために、開渠その他の設備が設けられていること。
- 6 洗車設備
必要に応じ、運搬車両等に付着した泥等を洗い落とすことができる設備が設けられていること。
- 7 駐車場
施設設置場所には、運搬車両等のための駐車場が設けられていること。

(委任)

第4 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この基準は、平成16年7月1日から適用する。
- 2 この基準の適用の際、現に設置されている3(1)ウの規定に適合しない油水分離装置については、3(1)ウの規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。
- 3 前項の規定により使用する油水分離装置は、平成16年12月31日までに3(1)ウの規定に適合するようにならなければならない。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から適用する。

使用済自動車等関係施設の維持管理に関する基準

(趣旨)

第1 この基準は、豊橋市使用済自動車等適正処理指導要綱（以下「要綱」という。）第6条第3項の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この基準で使用する用語は、要綱で使用する用語の例による。

(関係施設)

第3 使用済自動車等関係施設については、次に規定する要件を備えていること。

1 囲い等

- (1) 囲い等が破損した場合は、直ちに補修、復旧すること。
- (2) 作業終了後又は作業員等が不在のときは、出入口を閉鎖し、門扉を施錠しておくこと。

2 立札等

- (1) 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。
- (2) 立札その他の設備が破損した場合は、直ちに補修、復旧すること。

3 火災防止等

火災が発生した場合、被害を最小限に抑えるため、消火活動や使用済自動車等の拡散を防止するための消火器その他の災害対策設備を備え、常に所定の能力が発揮できるよう点検整備を行うこと。

4 衛生害虫等の発生防止

- (1) 施設の敷地内にねずみが生息し、蚊及びはえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (2) 害虫等が発生した場合は、薬剤の散布等必要な措置を講じ駆除すること。

5 雨水等の流入防止

開渠その他の設備（以下「開渠等」という。）の機能を維持するため、定期的な点検を行い、開渠等に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。

6 使用済自動車等の搬出入

使用済自動車等の搬出入については、早朝、夜間及び通学時間帯は避けて行うこと。また、通学路や生活道路を避けるなど交通安全や地域の生活に支障が生じないようにすること。

7 飛散・流出、悪臭等の防止

施設設置場所から使用済自動車等が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう定期的に点検し、清掃等必要な措置を講ずること。

8 騒音、振動及び粉じんの発生防止

処理作業及び運搬車両等により周辺的生活環境に支障が生ずることがないように点検、散水等必要な措置を講ずること。

9 施設の管理

- (1) 地震等災害への対応及び施設の正常な機能の維持管理のため、定期的に点検及び機能検査を行うこと。
- (2) 受け入れる使用済自動車等の量が申請に応じた保管能力又は処理能力に見合った適正なもの

となるよう、受け入れる際に、必要な使用済自動車等の計量等を行うこと。

1 0 放流水の検査

施設から排水を公共の水域に放流する場合には、その水質を生活環境の保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的な放流水の水質検査を行うこと。

1 1 記録の保存

施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成するとともに5年間保存することとし、生活環境の保全上の利害関係を有する者から閲覧等の請求があった場合は、誠実に応じること。

1 2 事故防止

施設の破損その他の事故を防止するため、定期的に巡回監視及び点検を実施すること。

(使用済自動車等処理責任者)

第4 使用済自動車等処理責任者は、次に掲げる事項を行うこと。

- (1) 標準作業書を所管し、処理に従事する者に対し、常に標準作業書の全体について周知することに努めなければならない。
- (2) 標準作業書に記載された事項（法施行規則第57条第2号イ(1)から(9)まで又は第62条第2号イ(1)から(9)まで）について、処理に従事する者に対し、年に1回以上周知すること。
- (3) 標準作業書を変更した場合は、直ちに処理に従事する者に対し、変更した内容について周知すること。
- (4) 周知した内容については、記録を作成し、保管しなければならない。

(委任)

第5 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成16年7月1日から適用する。

使用済自動車等の保管に関する基準

(趣旨)

第1 この基準は、豊橋市使用済自動車等適正処理指導要綱（以下「要綱」という。）第6条第4項の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この基準で使用する用語は、要綱で使用する用語の例による。

(保管方法)

第3 使用済自動車等の保管方法については、次に規定するものとする。

1 使用済自動車及び解体自動車

- (1) 使用済自動車及び解体自動車（圧縮後の解体自動車を除く。）を保管する場合は、囲いから30センチメートル以上離れた場所から行き、当該囲いに使用済自動車及び解体自動車（圧縮後の解体自動車を除く。）の荷重が直接かからないようにすること。
- (2) 保管場所の境界が隣接地と接する場合には、積み上げた使用済自動車及び解体自動車（圧縮後の解体自動車を除く。）が隣接地に崩れないように、積み上げる段数、高さ等について考慮すること。
- (3) 使用済自動車及び解体自動車の引き取った日付が、外から容易に確認できるような表示を使用済自動車及び解体自動車にすること。

2 廃タイヤ及び使用済バッテリー

- (1) 屋根を設け、又はシートを掛けるなど雨水に触れない方法を講じること。
- (2) 使用済バッテリーについては、内容物が流出しないようにすること。

3 廃油、廃液

- (1) 他のものと混入しないような方法を講じること。

(保管容量等)

第4 第3に定める使用済自動車等を保管する場合の保管容量等は、次に規定するものとする。

1 解体業者

使用済自動車及び解体自動車の保管量は、当該処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に28を乗じて得られる数量を超えないようにすること。ただし、使用済自動車及び解体自動車は、第3で規定する表示が個別に確認できるような状態で保管すること。また、廃タイヤについては、周辺の生活環境に影響を及ぼさない程度の量を超えないようにすること。

2 破砕業者

解体自動車の保管量は、当該処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量を超えないようにすること。ただし、解体自動車は、第3で規定する表示が個別に確認できるような状態で保管すること。

(委任)

第5 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則
この基準は、平成16年7月1日から適用する。

使用済自動車等関係施設の設置等に係る関係法令等との調整要領

(趣旨)

第1 この要領は、豊橋市使用済自動車等適正処理指導要綱（以下「要綱」という。）第10条の規定による関係法令等との調整について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領で使用する用語は、要綱で使用する用語の例による。

(事前連絡)

第3 廃棄物対策課長は、要綱第10条第2項により事前協議者が要綱第8条第2項に規定する事前協議書及び添付書類（以下「事前協議書等」という。）の写しを別表に定める関係法令等を所管する課等の長（以下「関係課長等」という。）に提出する前に、関係課長等に対し事前協議者が事前協議書等の写しを提出する旨を連絡する。

(事前協議者の責務)

第4 事前協議者は、要綱第10条第2項の規定により事前協議書等の写しを関係課長等に提出した場合に、関係課長等から資料の提出を求められたときは、これに応じるものとする。

(関係課長等との連絡及び調整)

第5 廃棄物対策課長は、事前協議書等に係る関係法令等に関する意見を聴取しようとするときは、要綱第10条第1項の規定に基づき、関係課長等と連絡を取り、調整を図るものとし、必要に応じて関係法令等との調整のための連絡調整会議を開催することができる。

(意見書の提出)

第6 廃棄物対策課長は、第6の規定により連絡を取ったときは、関係課長等に対し期日を指定して関係法令等に関する意見等を求めるものとする。

2 前項の規定により意見等を求められた関係課長等は、指定された期日までに廃棄物対策課長に意見書を提出するものとする。

3 廃棄物対策課長は、前項の規定により提出された意見書において、別に調整が必要な関係課長等があると判断したときは、必要に応じて調整のための打合せをすることができる。

(指導事項検討結果の報告に対する措置)

第7 廃棄物対策課長は、要綱第11条第2項の規定により提出された指導事項検討結果の報告の内容が第6第2項の意見書に整合しないと認めるときは、事前協議者に対し追加の報告を求める等必要な措置を講ずるものとする。

(事前協議終了の通知)

第8 廃棄物対策課長は、事前協議を終えたときは、関係課長等に対し、事前協議終了の通知を行うものとする。

(設置等の許可等の通知)

第9 廃棄物対策課長は、関係施設の設置等を許可等したときは、直ちに関係課長等に対し、その旨を通知するものとする。

2 関係課長等は、関係法令等の許認可等をしたときは、直ちに廃棄物対策課長に対し、その旨を通知するものとする。

(委任)

第10 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成20年9月5日から適用する。

2 使用済自動車等関係施設の設置等に係る連絡調整会議運営要領（平成16年6月28日決裁）は廃止する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

別表

関係課長等	所管する主な関係法令等
豊橋市教育部美術博物館長	文化財保護法
豊橋市環境部環境保全課長	悪臭防止法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、振動規制法、騒音規制法、土壌汚染対策法、化学物質排出把握管理促進法、自然公園法
豊橋市産業部農業企画課長	農業振興地域の整備に関する法律
豊橋市産業部農業支援課長	森林法、家畜排せつ物法
豊橋市産業部農地整備課長	土地改良法
豊橋市建設部土木管理課長	道路法、国有財産法
豊橋市建設部河川課長	河川法、国有財産法
豊橋市建設部建築指導課長	建築基準法、都市計画法、建設リサイクル法
豊橋市都市計画部都市計画課長	都市計画法、国土利用計画法
豊橋市消防本部予防課長	消防法
豊橋市農業委員会事務局長	農地法
愛知県東三河農林水産事務所農政課長	農地法、農業振興地域の整備に関する法律
愛知県東三河農林水産事務所林務課長	森林法
※その他の関係課長等	その他の関係法令等

※その他の関係課長等（協議内容に応じ必要）

豊橋市建設部道路建設課長	道路法
豊橋市産業部産業政策課長	明海地区、若松地区、石巻西川地区、御津2区、神野西地区
豊橋市防災危機管理課長	大規模地震対策特別措置法
愛知県東三河総局環境保全課長	自然公園法
愛知県東三河農林水産事務所水産課長	漁業法、水産資源保護法
愛知県東三河建設事務所維持管理課長	道路法、河川法、砂防法
愛知県三河港務所総務課長	三河港神野地区、三河港大崎地区
上記以外の関係課長等	その他の関係法令等

使用済自動車等関係施設の設置等に係る説明会の開催に関する取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、他に定めのあるもののほか豊橋市使用済自動車等適正処理指導要綱（以下「要綱」という。）第12条第3項の規定による説明会の開催について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領で使用する用語は、要綱で使用する用語の例による。

(説明会の開催等)

第3 説明会は、できる限り説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催日時及び開催場所を定めるものとする。また、関係地域が複数に及ぶとき又は市長及び説明会を開催しようとする者が必要と認める場合には、説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該地域ごとに開催することができるものとする。

2 説明会を開催しようとする者は、説明会を開催する旨並びに予定する説明会の開催日時及び開催場所を記載した文書を配布すること等により、説明会の開催を関係地域住民に周知するものとする。

3 説明会を開催する者は、説明会において当該施設の計画概要（事前協議の別紙「施設の計画概要書」による。）その他市長が必要と認める事項を記載した書類を配布しなければならない。

(説明会を開催する者の責務)

第4 説明会を開催する者は、自ら当該計画概要について具体的かつ平易に説明するものとする。

2 説明会を開催する者は、説明会に参加した者からの質問・要望等に対し、自ら誠意をもって応答するものとする。

3 説明会を開催する者は、前項の質問・要望等に対して十分な回答を行うため、必要に応じて補佐する者を同席させることができる。

(市職員の役割)

第5 市職員は、必要に応じて説明会を傍聴して状況を把握し、説明会での質疑応答が適正に行われているか確認するものとする。

(委任)

第6 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則
この要領は、平成16年7月1日から適用する。

附 則
この要領は、平成20年9月5日から適用する。

使用済自動車等適正処理指導要綱実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、他に定めのあるもののほか豊橋市使用済自動車等適正処理指導要綱（以下「要綱」という。）第19条の規定により、要綱の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領で使用する用語は、要綱で使用する用語の例による。

(文書の様式)

第3 要綱の実施のため、必要な文書の様式は別表に掲げるところによるものとする。

附 則

この要領は、平成16年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年9月5日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の豊橋市使用済自動車等適正処理指導要綱の規定により作成されている様式第1から様式第4までは、改正後の豊橋市使用済自動車等適正処理指導要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

別表

様式	名 称	根 拠 条 文
1	使用済自動車等関係施設設置等事前協議書	要綱第8条第2項
2	事前協議書指導事項検討結果報告書	要綱第11条第2項
3	工事着手届	要綱第17条第1項
4	工事完了届	要綱第18条第1項
5	工事完了検査終了通知書	要綱第18条第3項

様式第1

使用済自動車等関係施設設置等事前協議書

年 月 日

豊橋市長 様

事前協議者 住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

電話番号 () -

豊橋市使用済自動車等適正処理指導要綱第8条第1項の規定により、下記について別添のとおり協議します。

記

業の区分

	解体業
	破砕業 (破砕処理)
	破砕業 (破砕前処理)

その他の産業廃棄物処理

有	無

協議の区分

設 置	変 更

その他

区域区分	市街化調整区域・市街化区域
用途地域	工業地域・工業専用地域・準工業地域

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 該当する欄に○印を記入し、又は該当項目を○で囲むこと。
 3 その他の産業廃棄物処理が「有」の場合、当該産業廃棄物の処理に関する豊橋市産業廃棄物適正処理指導要綱の手続きを要さず、この協議書に産業廃棄物関係施設設置等事前協議書に必要な添付書類(添付書類が重複する場合は省略することができる。)を加えることをもって、産業廃棄物関係施設設置等事前協議書を兼ねることができる。

別紙

施設の計画概要書	
①施設及び処理の区分	
②設置予定場所	
③設置予定場所の選定理由	(主要項目)
④使用済自動車等の処理方法、及び処理能力	
⑤使用済自動車等の主な排出者	
⑥処理後のものの主な搬出先	
⑦処理に伴い生ずる不要物の処理方法及び搬出先	
⑧生活環境への影響と対策 (遵守事項、目標値と対策)	
⑨維持管理計画 (操業及び搬出入時間、災害防止措置)	
⑩その他	
⑪工事予定表	工事着手予定 年 月 日 使用開始予定 年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙

施設に係る土地の概要

所在・面積・地目・現況	規制法令	土地所有者の住所・氏名	購入・借地

隣接地の概要

所在・面積・地目・現況	規制法令	土地所有者の住所・氏名	説明状況

その他の状況

対 象 者	説 明 状 況
搬入道路周辺の土地所有者	
水路等の管理者	
その他市長が必要と認める者	

関係法令の概要

法令の名称	所管行政庁	手続きの進捗状況

その他

他の許認可・免許の取得状況	
他県、市等・他法令の指導状況	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第2

<p>事前協議指導事項検討結果報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>豊橋市長 様</p> <p style="text-align: center;">事前協議者 住 所 氏 名 <small>(法人にあつては、名称及び代表者氏名)</small> 電話番号 () -</p> <p>年 月 日付けで事前協議書を提出し、年 月 日付け 第 号で豊橋市使用済自動車等適正処理指導要綱（以下「要綱」という。）第11条第1項の規定により指導事項の通知のあったこのことについては、次のとおり措置しますので、要綱第11条第2項の規定により報告します。</p>	
指 導 事 項	措 置 内 容

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 措置内容の欄には、措置年月日を付記すること。

様式第3

<p>工 事 着 手 届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>豊橋市長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名) 電話番号 () -</p> <p>豊橋市使用済自動車等適正処理指導要綱第17条第1項の規定により、使用済自動車等関係施設の設置等の工事に着手したいので、次のとおり届け出ます。</p>	
事前協議終了通知の年月日	事前協議終了通知 年 月 日
事前協議終了通知の番号	事前協議終了通知 第 号
業 の 区 分	<input type="checkbox"/> 解体業 <input type="checkbox"/> 破砕業 (破砕処理) <input type="checkbox"/> 破砕業 (破砕前処理)
設 置 場 所	
着 工 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	関係法令上の許認可等を取得したことを証する書面の写し(工事に着手する前に当該許認可等を取得することが必要な場合)及び工程表

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 該当する□欄にレ印を記入すること。

様式第4

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">工 事 完 了 届</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">豊橋市長 様</p> <p style="margin: 10px 0;">申請者 住 所 氏 名 <small>(法人にあつては、名称及び代表者氏名)</small> 電話番号 () —</p> <p style="margin: 10px 0;">使用済自動車等関係施設の工事が完了しましたので、豊橋市使用済自動車等適正処理指導要綱第18条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>	
事前協議終了通知の年月日	年 月 日
事前協議終了通知の番号	第 号
設 置 場 所	
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第5

<p>工事完了検査終了通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>氏 名 様</p> <p><small>(法人にあつては、名称及び代表者氏名)</small></p> <p style="text-align: center;">豊橋市長 印</p> <p>年 月 日付けで届け出のあつた使用済自動車等関係施設についての工事完了検査が終了しましたので、豊橋市使用済自動車等適正処理指導要綱第18条第3項の規定により、次のとおり通知します。</p>	
事前協議終了通知の年月日	年 月 日
事前協議終了通知の番号	第 号
設 置 場 所	
工 事 完 了 検 査 年 月 日	年 月 日
付 帯 事 項	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

事前協議に係る添付書類一覧表（書類及び図面）

<p>I 施設の位置に関するもの</p> <p>1 位置図：概ね 1/10,000（計画位置、道路、河川等の状況）</p> <p>2 計画平面図：概ね 1/500（造成等の位置、各種施設等の位置・名称・規模、道路の位置及び幅員、排水の経路）</p> <p>3 公図写し（計画位置と隣接地の状況）</p>
<p>II 周辺の生活環境に関するもの</p> <p>4 立地基準に関する総括表</p> <p>5 周辺の地形</p> <p>6 周辺現況図：概ね 1/2,500（計画位置及び周辺の道路、河川、公共施設、農地、既存集落並びに搬出入道路、利水・排水経路の状況）</p> <p>7 排水の放流先の水質検査結果 ※</p> <p>8 使用権原（借地等の場合、使用権原を有することを証する書類）</p> <p>9 隣接地等の状況（計画敷地に隣接する 6 m以内の土地の所有者及び水利権者等の理解）</p> <p>10 経過書（関係地域住民への説明経過）</p>
<p>III 施設の構造に関するもの</p> <p>11 構造基準に関する総括表</p> <p>12 平面図、立面図、構造図：概ね 1/100（排水処理計画等）</p> <p>13 設計計算書（耐力壁、排水、油水分離槽及び破碎機処理能力等の根拠）</p> <p>14 求積図：概ね 1/500（保管計画を伴うもの）</p>
<p>IV 施設の維持管理に関するもの</p> <p>15 維持管理基準に関する総括表</p> <p>16 維持管理計画（周辺の生活環境に配慮した維持管理計画：操業時間、大気・水質・騒音・振動・悪臭の対策、保管計画等）</p> <p>17 処理計画（処理のフロー：標準作業書に必要な項目、処理に関する項目等の表示）</p> <p>18 災害防止計画（非常時連絡体制及び緊急措置、防災設備、防災対策関連法の認識）</p>
<p>V 保管に関するもの</p> <p>19 保管基準に関する総括表</p> <p>20 保管計画（使用済自動車等の断面図、保管位置、施設配置図）</p> <p>21 解体の場合（使用済自動車、解体自動車、廃タイヤ、使用済バッテリー、廃油及び廃液に関する保管方法、保管量等並びに指定可燃物の確認） 破碎の場合（解体自動車及びシュレッダーダストに関する保管方法、保管量等）</p>
<p>VI その他</p> <p>22 経理的基礎（直前 3 年の貸借対照表、損益計算書、資産に関する調書並びに事業計画書及び収支見積書）</p> <p>23 経歴（協議者の経歴）</p>

注：※ 排水を敷地外へ放流するとき

使用済自動車等関係施設事務処理フロー

【関係施設】

- ・ 解体業に用いる施設
- ・ 破砕業に用いる施設 (廃プラスチック類の破砕施設であって、1日当たりの処理能力が5トンを超えるものを除く。)

【設置、変更】

- ・ 解体業又は破砕業に用いる施設の新たな設置
- ・ 自動車リサイクル法第70条に規定する破砕業の事業範囲の変更
- ・ 解体業又は破砕業に用いる施設の設置場所の変更
- ・ その他周辺の生活環境に与える影響が大きいものとして市長が特に認める変更

<注意:1>

「使用済自動車等」とは、使用済自動車、解体自動車、自動車破砕残さ、指定回収物品及びフロン類並びに解体業として取り外した部品等の有用品をいいます。

① 事前相談

◆関係施設を設置等しようとする者の相談に対し、自動車リサイクル法、豊橋市指導要綱その他関係法令に基づく手続の指導を

【指導事項】

- ①関係地域への情報提供 … 町自治会長、隣接地所有者、水利権者など
- ②関係法令の確認 … 都市計画法、建築基準法、農地法、農振法、道路法、河川法 その他
 <注意:2> 町自治会長等に対する折衝状況、関係法令の確認の状況については「経過書」にまとめ、事前協議書に添付してください。
- ③生活環境影響調査の確認 … 設置等しようとする関係施設によって必要な調査内容等を説明

【事前協議に応じない場合】

- ①本市指導要綱の「立地基準」「構造基準」「維持管理基準」「保管基準」に明らかに適合しないと認められるもの
- ②使用済自動車等の処理に関し、改善命令、改善勧告等を受け、その改善を行わない者に係るもの
- ③使用済自動車等の処理に関し、改善命令、改善勧告等を受け、その改善が不十分と認められる者に係るもの

② 事前協議書受理

◆関係施設を設置等しようとする者が提出する「事前協議書」を受理します。

③ 事前協議書審査

◆「事前協議書」の内容が、本市指導要綱に規定する基準に適合しているか等について書類審査を行います。

【審査のポイント】

- ①本市指導要綱の「立地基準」「構造基準」「維持管理基準」「保管基準」との整合性
- ②関係施設を設置等しようとする者の経理的基礎

◆「事前協議書」をもとに、計画予定地の状況を調査します。

④ 現地調査

【調査のポイント】

- ①本市指導要綱の「立地基準」「構造基準」「維持管理基準」「保管基準」との整合性
- ②<注意:2>による「経過書」に基づく確認

【補正の指示】…協議書審査、現地調査の後、不整合の場合は補正を行う。

⑤ 他法令等調整

◆関係する他法令のチェックと指導を行います。「事前協議書」の内容を、事前協議者は関係部局に説明します。
 ※必要に応じて連絡調整会議を開催

【事前協議者の役割】

- ①資料の提出と説明事項
 - 1) 予め事前協議書の写しを関係各課等に提出すること。
 - 2) 関係各課等に提出の際、計画概要、周辺地域の生活環境に及ぼす影響等を説明すること。
- ②指導事項の報告
 - 1) 指導事項の通知を受けたときは、速やかに必要な措置を検討し、市長に報告書を提出すること。



豊橋市環境部廃棄物対策課

〒440-8501 豊橋市今橋町 1 番地

電話 0532-51-2406

FAX 0532-56-0566

E-mail haikibutsu@city.toyohashi.lg.jp